○東北地方整備局告示第百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年五月十四日

東北地方整備局長　鯉田　　正

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　県道岩沼蔵王線改築工事（大師姥ヶ懐道路・宮城県岩沼市志賀字新深田地内から同県柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県岩沼市志賀字新深田、字大師、字大日向、字一の坂及び字大畑地内

宮城県柴田郡柴田町大字入間田字二五田地内

宮城県柴田郡村田町大字小泉字北赤坂山、字姥ヶ森山、字姥ヶ懐山、字新堤及び字北姥ヶ懐地内

２　使用の部分　宮城県岩沼市志賀字新深田、字大師、字大日向、字一の坂及び字大畑地内

宮城県柴田郡柴田町大字入間田字二五田地内

宮城県柴田郡村田町大字小泉字北赤坂山、字姥ヶ森山、字姥ヶ懐山、字新堤及び字北姥ヶ懐地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県岩沼市志賀字新深田地内から同県柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐地内までの延長3.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道岩沼蔵王線改築工事（大師姥ヶ懐道路）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道岩沼蔵王線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、宮城県岩沼市を起点とし、柴田郡柴田町、同郡村田町を経由して、刈田郡蔵王町に至る延長25.5kmの幹線道路である。

本路線は、一般国道６号仙台東部道路、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等への接続も良好なことなどから、地域住民の地域内交通に利用されているほか、物流等による通過交通にも利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が多数存在し、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。

また、現道は、道路構造、地形的な状況等を踏まえた事故防止の観点から、宮城県内における異常気象時通行規制区間に指定されており、規制基準に則った通行止めが頻繁に行われるなど、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、異常気象時における通行規制を伴わない現道の代替路が新たに確保されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年２月に任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ及びカジカ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されているが、いずれも周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、ナンブワチガイソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、宮城県条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の南側を通過する申請案のほか、現道の北側を通過するルート案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は取得必要面積は多いものの、トンネル延長が短く施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が多数存在すること、異常気象時通行規制区間の指定に則った通行止めが頻発していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、村田町長を会長とする県道岩沼蔵王線整備促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県岩沼市役所、同県柴田郡柴田町役場及び同郡村田町役場